

○美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成 23 年 3 月 25 日 条例第 2 号
改正（中略）

平成 28 年 9 月 27 日 条例第 28 号

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めるもののほか、本市に別表に定める附属機関（以下「附属機関」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 附属機関は、市長又は教育委員会（以下「執行機関」という。）の諮問等に依じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議、提案、調査等を行うものとする。

（組織）

第 3 条 執行機関は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから附属機関の委員を委嘱する。

2 附属機関は、それぞれ別表委員の定数の欄に掲げる委員の数をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

（臨時委員）

第 5 条 執行機関は、特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 執行機関は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、臨時委員を委嘱する。

3 執行機関は、その特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、臨時委員を解嘱するものとする。

（委員及び臨時委員の報酬等）

第 6 条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償については、美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年美濃加茂市条例第 10 号）により支払うものとする。

（会長及び副会長）

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関の会議（以下「会議」という。）の議長とな

る。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

- 2 附属機関は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、会議を公開することが適当でないとは認められるものを除き、公開するものとする。

- 5 会議には、執行機関及び関係機関の職員が出席し、及び説明することができる。

- 6 執行機関は、附属機関の会議の会議録を、公開することが適当でないとは認められるものを除き、公開しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、特定の事項を調査し、又は審議するため必要があるときは、附属機関に部会を置くことができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営について必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(中 略)

別表（第1条—第4条関係）

1 市長の附属機関

附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
美濃加茂市新 庁舎整備基本 構想策定委員 会	新庁舎整備基本構想に関すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者等 (3) 公募による市民	20人以内	審議事項の諮問を受けてから答申を行うまで

(以下、略)